

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の基準額を各年度ごとに算定できるよう規定を整備した「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第17号）」が2月4日に公布されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 公布政令について
別添のとおり

- 2 条文の内容について

【介護保険法施行令附則】

第10条 介護保険法施行令第38条第2項は計画期間ごとに基準額を算定することとしているが、平成21年度から平成23年度までの計画期間においては、当該規定にかかわらず、基準額を各年度ごとに算定できることとする。

第12条 多段階設定を行う保険者についても、第10条と同様に、基準額を各年度ごとに算定できることとする。

- 3 施行期日

平成21年4月1日

＜照会先＞
厚生労働省老健局
介護保険課企画法令係
Tel.03-5253-1111（内線）2260

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の薬事法施行令別表第一機械器具の項第七十二号の二に掲げる機械器具(以下「非視力補正用コンタクトレンズ」という。)であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、薬事法第六十三条及び第六十三号の二並びに第六十四条において準用する同法第五十三号から第五十五号まで、同条第二項を除く。の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後に医療機器の製造販売業者が販売し、賃貸し、又は授与する場合は、この限りでない。

2 この政令の施行前に薬事法第十三条の三の認定を受けていない製造所(外国にある製造所に限る。)において製造された非視力補正用コンタクトレンズについては、同法第六十四条において準用する同法第五十五号第二項の規定は、適用しない。

(施行前の準備)

第三条 非視力補正用コンタクトレンズに係る薬事法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可又は同法第十三条の三第一項の認定の手続は、この政令の施行前においても行うことができる。

(省令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い、非視力補正用コンタクトレンズに關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

2 非視力補正用コンタクトレンズであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、前項中「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 石破 茂
内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十一年二月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第十六号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。第三十条第四項中「三分の一」を「二分の一」、「十二月」を「十八月」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十一年二月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第十七号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を附則第十三条とし、附則第十条を附則第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十九条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする。同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第十条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第二十八条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする。同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十一年二月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

گران高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第十八号

گران高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

گران高原国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成七年政令第四百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年九月三十日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 麻生 太郎
外務大臣 中曽根弘文
防衛大臣 浜田 靖一